1章 静岡県に暮らすブラジル人のプロフィール -2007年静岡県外国人労働実態調査の調査方法と基本属性-

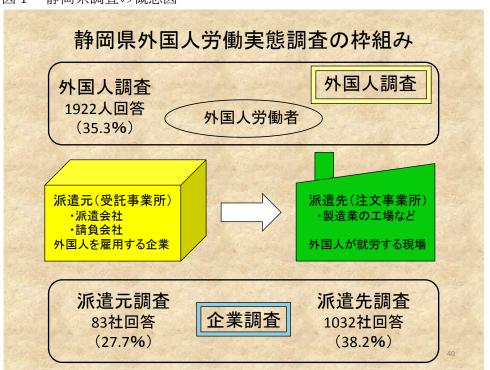
池上重弘 (静岡文化芸術大学)

1. はじめに

本章では、2007 年に実施された「静岡県外国人労働実態調査」(以下、静岡県調査)の外国人調査と企業調査のそれぞれについて調査方法を詳細に記した上で、回収経路別のバイアスを避ける意味で外国人登録分の回収データをもとに、外国人調査回答者の基本属性をまとめたい。以下の各章で展開するテーマ別の分析と考察に先立って、調査の全体像を示すと同時に、調査回答者の大まかなプロフィールを描くことで、個別のテーマを扱う他の章ではあまり触れられない側面について、調査結果を紹介することが本章の目的である。なお、企業調査の概要については2章で竹ノ下が担当している。

静岡県調査は大きく分けて2つのパートからなる。ひとつは、ブラジル人を対象にポルトガル語の調査票を用いた「外国人調査」である。もうひとつは企業を対象とした「企業調査」だが、これはさらに派遣元(受託事業所)調査と派遣先(注文事業所)調査から構成されている。調査票は「外国人調査」(ポルトガル語)、「派遣元調査」(日本語)、「派遣先調査」(日本語)の3セットを作成した。これら3つの調査の関係を示したのが図1の概念図である。

図1 静岡県調査の概念図



注:2008年3月に静岡県が発行した単純集計報告書は『外国人調査』と『企業調査』の2分冊となっている。

2. 外国人調査の調査方法

(1)調査対象

静岡県に居住する 16 歳以上のブラジル人(後述する学校経由の対象にはブラジル出身の日本国籍取得者を含む)を調査対象として設定し、ポルトガル語の調査票を用意した。対象をブラジル人に限定したのは、第一に、県内在住の外国人登録者のほぼ半数がブラジル人であること、第二に、調査による実態把握の必要性が提起された静岡県多文化共生推進会議では、ブラジル人をはじめとする南米系外国人の定住化を背景とする問題が中心的検討課題だったことによる。

(2)調査方法

① 調査方法のあらまし

今回の調査では、大別すると郵送法と配布法を併用した。2007年9月から10月にかけて、 ポルトガル語で作成した調査票を以下の方法で配布回収した。

- (A) 外国人登録分:登録原簿からの無作為抽出により郵送法で送付・回収。
- (B) 小中学校分:調査票を学校に持参、学校経由で保護者へ配布、学校が回収して郵送。
- (C) 高等学校分:調査票を学校に郵送、学校経由で保護者へ配布、回答者から郵送で回収。

② 調査方法の詳細

(A) 外国人登録分

2006年12月31日現在の外国人登録数のうち、ブラジル人が1000人を超えている市を調査対象地として選定することにした。その結果、浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、焼津市、静岡市、富士市、御殿場市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市の12市が対象地候補になったが、このうち袋井市は本調査に先行して類似の調査を独自に実施したため外国人調査の対象から除外し、袋井市を除く11市を対象地とした。これら11市から4000人分の登録者データを得るため、静岡県多文化共生室が各市に対して無作為抽出データの提供を依頼した。このとき、県内のブラジル人登録者数に占める各市の割合が反映されるよう留意した。諸般の事情により、実際に入手できた登録者データは3861人分だった。

質問項目が多いため、調査票としてA票とB票の2種類を作成した。両者において基本的な質問項目は共通しているが、いくつかの質問項目については、A票ないしB票のみで質問することにした。3861人分の登録住所にメール便でポルトガル語の調査票を送付する際、各市へ送付する数のうちA票・B票がほぼ同数になるように留意した。

(B) 小中学校経由分

静岡県教育委員会及び各市教育委員会の了承と協力のもと、調査対象となった 11 市にある公立小中学校のうち、ブラジル人児童生徒が 10 人以上在籍する学校を訪問し、調査票を直接手渡して保護者への配布と回答の呼びかけを依頼した (ただし、2006 年度に私たち研究チームが浜松市で実施した調査で対象とした浜松市内の 4 校は除外)。その際、A票・B票が同数配布されるよう留意した。保護者からは一定期間後の期日までに学校へ調査票を提出してもらい、学校が回収した調査票をとりまとめて受託者宛に送付する方法を採った。

(C) 高等学校経由分

静岡県教育委員会の協力により、県内の公立高校のうち、「日本語指導を必要とするブラジル人」生徒が在籍する学校をリストアップし、校長会で協力を要請した上で、対象人数分の調査票をまとめて各学校宛に郵送した。私立高校については、私学協会の協力により同様の手順で調査票を郵送した。この場合もA票・B票が同数配布されるよう留意した。ただし回収は学校を経由せず、回答者が受託者宛に直接郵送する方法を採った。回収された調査票の中には、16歳以上の生徒自身による回答も複数部数含まれていた。

③ 調査票の回収結果

表1 外国人調査の配布回収数と回収率

	送付 (α)	未達	実配布	回収 (β)	回収率 (β/α)
(A)外国人登録分	3861	163	3698	1090	28. 2%
(B) 小中学校分	1399	27	1372	787	56.3%
(C)高等学校分	178	2	176	45	25.3%
合計	5438	192	5246	1922	35.3%

質問項目が多いため、調査票としてA票とB票の2種類を作成した。

有効回収総数(1922 部)のうち、A 票は948 部(49.3%)、B 票は974 部(50.7%)であった。

最後の未達調査票が回収された2008年2月時点での配布回収数および回収率は表1のようになっている。(A)の外国人登録分は送付3861部のうち、回収は1090部で回収率は28.2%、(B)の小中学校経由分は送付1399部のうち、回収は787部で回収率は56.3%、そして(C)高等学校経由分は送付178部のうち、回収は45部で回収率は25.3%、全体では送付5438部のうち回収は1922部、回収率は35.3%だった。

(3) サンプルのバイアス

回収総数 1922 部の内訳を整理すると、(A) の外国人登録分が 1090 部で 56.7%、(B) と (C) を合わせた学校経由分が 832 部で 43.3%となっている。日本の学校に子どもが通っている保護者の回答が半数近くを占めるため、調査結果には「定住志向」がより鮮明に反映されている可能性が懸念される。

実際、居住形態について比較してみると、外国人登録分のサンプルと学校経由のサンプルでは顕著な差が認められた。「会社の社宅等」との回答は外国人登録分では 40.9%であるのに対し、学校経由では 21.2%とほぼ半分である。それに対し、「公営住宅」との回答は前者の16.4%に対して後者では 37.5%と 2 倍以上となっている。言うまでもなく、公営住宅に入居していれば、派遣会社を解雇されてもにわかに住む場所を失うことはなく、定住型の外国人の居住形態として公営住宅入居が好まれる傾向が認められる。さらに「持ち家」との回答は前者の8.6%に対し、後者では14.1%と約2倍になっている(表2)。

表2 サンプル別に比較した居住形態

	外国人登録 (1090人)	学校経由 (832人)	合計 (1922人)
会社の社宅等	40.9%	21.2%	32.4%
自己契約アパート	26.3%	21.2%	24.1%
公営住宅	16.4%	37.5%	25.5%
持ち家	8.6%	14.1%	11.0%
その他・無回答	7.7%	6.1%	7.0%

また、今後の滞在予定についても、「日本に永住」との回答は、外国人登録分では12.9%だったが、学校経由分では27.2%と2倍以上となっている。逆に「3年以内に帰国」との回答は前者で20.1%なのに対し、後者では8.7%と半分以下である(表3)。

表3 サンプル別に比較した今後の滞在予定

	外国人登録 (1090人)	学校経由 (832人)	合計 (1922人)
日本に永住	12.9%	27.2%	19.1%
3年以内に帰国	20.1%	8.7%	15.1%
10年以内に帰国	9.1%	8.2%	8.7%
日本に長く滞在し その後帰国	40.5%	38.6%	39.6%
母国と日本以外の 国に行く	1.2%	0.6%	0.9%
わからない	14.0%	13.3%	13.7%
無回答	2.2%	3.5%	2.8%

このように学校経由分は定住志向が強く出るサンプルであると考えられるため、本章の後半では、よりバイアスの少ないサンプルで検討するため、外国人登録分に分析対象を限定する(もちろん外国人登録分にも公立学校に通う子どもの保護者は含まれる)。外国人登録分の有効回収総数は前述のように 1090 部だが、私たちが 2006 年に実施した浜松市調査の外国人登録分の回収が 252 部だったことと比較しても明らかなように、分析を進める上では十分なサンプル数であると判断できる。

(4)調査項目

静岡県調査の調査項目は、①基本属性(16 問)、②就労(19 問)、③医療・保険(7 問)、④日常生活・アイデンティティ(12 問)、⑤防災(2 問)、⑥日本語学習(5 問)、⑦子どもの教育(5 問)、⑧母国との関係(3 問)の8項目、69問となっている。私たち4人の研究チームは、2006

年に浜松市から受託して「浜松市における南米系外国人の生活・就労実態調査」¹(以下、浜松市調査) も実施したが、外国人調査の調査項目は浜松市調査と比較できるよう、可能な部分については質問項目の共通化を図った。しかし、浜松市調査の反省を踏まえ、同様の設問でも選択肢を変化させた場合がある。

3. 企業調査の調査方法

(1)調査対象

企業を対象とする調査は、静岡県における企業の外国人労働者・研修生等の活用状況と実態を把握することを目的に実施された、県全域を対象とする初めての調査である。派遣元調査では、静岡県内にある厚生労働大臣の認可事業所ないし届出事業所から選択された企業等を主たる対象とした。また、派遣先調査では、静岡県内の商工会議所・商工会に所属する企業のうち、無作為抽出で選択された企業を対象とした。

(2)調査方法

① 調査方法のあらまし

企業調査では郵送法を用いた。2007年9月に、調査票を以下の方法で配布回収した。

- (X)派遣元·受注事業所調査:調査票を事業所に送付、受託者宛てに返送。
- (Y) 派遣先・注文事業所調査:同上。

② 調査方法の詳細

(X)派遣元·受注事業所調査

静岡労働局より入手した厚生労働大臣の認可事業所ないし届出事業所の名簿と、受託者がこれまでの調査活動で入手していた業務請負事業所の名簿をもとに、外国人労働者の派遣・請負業を営むと考えられる事業所を中心に 300 社を抽出した。その意味で厳密な無作為抽出によるサンプリングではない点に注意が必要である。また、抽出した事業所のなかには、製造業への派遣・請負を営んでいない事業所が含まれる可能性や、日本人労働者のみを雇用している事業所が含まれる可能性もある点を記しておく必要がある。

(Y) 派遣先·注文事業所調査

同時実施の外国人調査の対象地として当初選定した 12 市の領域を最低限カバーするため、 以下の商工会議所・商工会の協力のもとに、製造業 8 割、建設業 1 割、その他 1 割の比率に なるように会員企業を無作為抽出した。

商工会議所:浜松、磐田、掛川、袋井、焼津、静岡、富士、沼津の8つ商工会:御殿場市、湖西市、御前崎市、菊川市、榛原町、相良町の6つ

 ¹ 浜松市公式ホームページのうち、世界都市化ビジョンについて記した以下の URL からダウンロードできる。
http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/admin/policy/kokusai/kokusaitoppage.html
(2009年2月24日閲覧)

なお、浜松市調査の詳細分析結果については以下の報告書を参照。『外国人市民と地域社会への参加-2006 年浜松市外国人調査の詳細分析-』(研究代表者:池上重弘) 2008年3月、静岡文化芸術大学.

また、浜松市調査と静岡県調査の分析結果を地元のブラジル人コミュニティに還元する機会として、2008 年 10 月 11 日に静岡文化芸術大学にて開催されたポルトガル語フォーラムではポルトガル語での活発な意見交換が行われた。詳細については以下を参照。イシカワ エウニセ アケミ・池上重弘 (編) 2009. 『ポルトガル語でのディベートー浜松市におけるブラジル人の生活ー 報告書』静岡文化芸術大学.

③ 調査票の回収結果

表4 外国人調査の配布回収数と回収率

	送付 (α)	未達	実配布	回収 (β)	回収率 (β/α)
(X) 派遣元分	300	10	290	83	27.7%
(Y) 派遣先分	2700	25	2675	1032	38.2%
合計	3000	35	2965	1115	37. 2%

最後の未達調査票が回収された 2008 年 2 月時点での配布回収数および回収率は表 4 のようになっている。(X) の派遣元調査は送付 300 部のうち、回収は 83 部で回収率は 27.7%、(Y) の派遣先調査は送付 2700 部のうち、回収は 1032 部で回収率は 38.2%、全体では送付 3000 部のうち回収は 1115 部、回収率は 37.2%だった。

(3) サンプルのバイアス

派遣元・受託事業所調査のサンプルは83部と著しく少ないため、ここから全体の傾向を把握することは可能かつ有効だが、回答しなかった派遣元・受託事業所、さらには静岡労働局の企業リストに登録されていない請負のみの受託事業所の場合、実態はさらに劣悪な状況である可能性を考慮する必要があるだろう。

(4)調査項目

本調査におけるもう一方の柱である外国人調査との対応関係を念頭に置きつつ、これまで各地で実施された類似の調査の調査票を参照しながら、以下のような調査項目を設定した。なお、調査項目の選定に際しては、静岡労働局、静岡県産業部就業支援局、県内の主な商工会議所等の関連機関との意見交換を実施し、その結果を踏まえている。

派遣元・	受託事業所調査
------	---------

派遣先・注文事業所調査

①事業所の概要	(11問)	⑨事業所の概要	(7問)
②注文・業務の動向	(2問)	⑩国籍別労働者数	(2問)
③福利厚生・教育訓練	(4問)	⑪外国人労働者の労働災	害 (1問)
④派遣請負労働者の募集	(4問)	⑫派遣請負利用状況	(6問)
⑤請負現場の責任者	(1問)	⑬派遣請負の現状	(9問)
⑥外国人労働者雇用による影響	響 (3問)	44外部人材活用の影響	(6問)
⑦外国人労働者の労働災害	(1問)		
⑧その他の設問	(3問)		

4. ブラジル人の生活実態2

(1)回答者の基本属性

前述の通り、外国人調査の回答者のプロフィールを紹介する後半部では、外国人登録分 1090 部を母数として選択肢の該当項目の比率を表示する。ただし、A票ないしB票のみに記載された質問や「無回答」分を差し引いて比率を表示した方が適切な質問においては、母数が 1090 部とならないため、その都度母数を表示する。

回答者の性別は女性が 45.6%、男性が 53.0%(無回答 1.4%)だった。年齢についてみると、40 歳代が 26.2%でもっとも多く、30 歳代が 25.2%でそれに続く。20 歳代は 18.3%、50 歳代は 15.7% となっており、30 歳代、40 歳代が分布の中心をなしている。

本人の国籍はブラジルが 97.2%、日本は 0.5%。二重国籍は 0.8%、その他は 0.1%と少なかった。ただし配偶者の国籍 (N=724) についてみると、ブラジルが 89.1%、日本が 6.6%、二重国籍が 1.8%、その他が 2.5%であり、日本人やブラジル人以外の外国人の配偶者を有する者が 1 割弱存在することがわかる。日系の世代深度については、2 世が 41.7%、3 世が 32.0%であり、この両者でほぼ 4 分の 3 を占める。1 世は 7.1%、4 世は 1.1%、非日系は 16.9%であった。

在留資格については永住者が 43.8%でもっとも多かった。『在留外国人統計 平成 20 年版』(入管協会、2008 年)によれば、全国のブラジル人登録者のうち永住の在留資格を有する者はほぼ 3 割である。静岡県調査の回答者では永住者の比率が全国の実態より高くなっている点に注目したい。定住者が 29.4%、日本人の配偶者等が 19.0%と続き、この 3 つの在留資格で 92.2%を占める。現在永住の在留資格を持っていない者(N=602)に今後の取得希望を尋ねたところ、71.9%が取得希望と回答している。実際に文字通りの永住につながるか否かはともかく、その気になれば永住が可能な条件を有するブラジル人が今後はさらに増加する可能性を指摘できる。

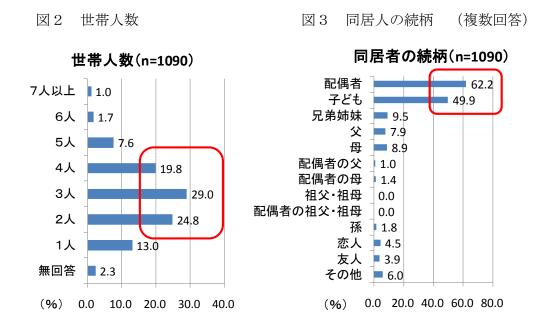
外国人登録をしている都市については、浜松市が39.8%、磐田市が16.1%、掛川市が7.8%、富士市が6.1%、湖西市が5.7%、菊川市が5.1%となっている。静岡県内の外国人集住都市会議参加都市のうち袋井市は0.3%と極めて少ないが、これは上述のように、同市が2007年に市独自の外国人調査を実施したため、静岡県調査の外国人調査の対象都市から除外したためである。また、居住地と外国人登録地との一致・不一致を尋ねたところ、不一致との回答が12.0%あった。外国人登録状況が居住実態を必ずしも正確に反映していないとの問題点は外国人集住都市会議等でも以前から指摘されているが、静岡県調査でもその一端が明らかになった。

(2) 居住形態と滞在期間

世帯人数については、3 人が 29.0%でもっとも多く、次いで 2 人が 24.8%、4 人が 19.8%となっている。ひとり暮らしは 13.0%で、2 人以上で暮らしている者がほぼ 9 割を占める。同居者の続柄

² 以下の生活実態と就労実態についての記述は、2008年3月に静岡県が発行した外国人調査報告書での竹ノ下弘久の分析に多くを拠っている。ただし、外国人調査報告書では外国人登録分と学校経由分を合わせた回収分全体(1922部)のデータをもとに分析している点が本章と異なる。

を尋ねたところ、もっとも多かったのは配偶者で 62.2%、次は子どもで 49.9%だった。一方、ほかの近親との同居についてみると、兄弟姉妹 9.5%、父 7.9%、母 8.9%であり、いずれも 1 割以下である。 30 歳代、40 歳代の回答者が多いことからも想像がつくように、2 人以上で暮らしている場合、配偶者や子どもとの同居が多く、いわゆる核家族形態の滞在が一般的であることがうかがえる。



次に日本での通算滞在年数について検討してみよう。ここでは、クリスマス休暇の帰省のように 短期の帰国は除く形で滞在期間を尋ねている(図4)。

図4 日本と静岡県における通算滞在年数 (N=1090)

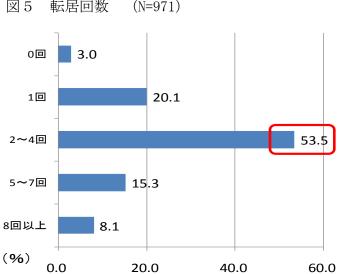


3年きざみで分類してみると、15年から 18年未満が 19.8%でもっとも多い。この層は改定入管 法施行の頃に来日した人びとである。18年以上の長期滞在者も 3.3%いた。10年未満と 10年以上でほぼ半数ずつの分布になるが、ばらつきはほぼ均等である。つまり、3年未満が 12.5%、3年から 6年未満が 14.3%、6年から 9年未満の層と 9年から 12年の層がそれぞれほぼ 15%ずつ、12年から 15年未満が 12.1%と分散している。

一方、2007 年時点でも日本滞在が 3 年に満たない者が 1 割ほど存在する点には注意を払う必要がある。ブラジル人については滞在の長期化が強調される。その指摘自体は間違いではないが、滞在期間にはかなりのばらつきが認められる点を忘れてはならない。

一時的帰国を除く来日回数については、1回という者が 40.0%でもっとも多く、2回が 31.1%、3回が 13.7%と続いた。4回以上は 11.4%で、国境を越える移動を頻繁に繰り返す者の比率はさほど高いとはいえない。ただし、2回以上を「両国を行き来する人びと」として捉えれば 5割を超える。

ブラジル人については日本国内での頻繁な地域移動もしばしば指摘される。そこで再度図4に注目し、今度は静岡県での滞在について検討しよう。静岡県内での通算滞在年数は日本滞在期間より短くなる傾向があり、2006年、2007年に転入した者が多く、いずれも2割弱である。現住地に転居する直前の居住地を聞いたところ、現在と同じ市内からの転入が48.7%でほぼ半数、静岡県内の他都市からの転入も17.1%に達した。ブラジルからの直接入国は13.9%とけっして多くないのに対し、県内移動がほぼ3分の2を占めているのである。



(%) 0.0 20.0 40.0 60.0 転居回数についてみると、回数について回答があった者 (N=971) のうち、もっとも多かったのは 2~4 回で 53.5%を占めている。1 回だけという回答も 2 割あるが、2 回以上でほぼ 4 分の 3 に達

する。日本国内での移動を経験しているブラジル人が多数を占めることがうかがえる。

5. ブラジル人の就労実態

(1) ブラジルと日本での学歴

就労と密接な関係がある学歴について、ブラジルでの学歴と日本での学歴の両方を尋ねた。今回の静岡県調査の回答者の多くは、ブラジルで生まれ育ち日本にやってきた、いわゆる来日1世である。したがって、学歴は主としてブラジルの学校での経験となるが、今後同様の調査をおこなう場合、回答者には日本で育った世代や日本で生まれた世代も増えてくるだろう(もっともその場合はポルトガル語のみの調査票ではなく、日本語併記の調査票が適切かもしれない)。そのための比較資料となることを想定して、今回の調査では日本での学歴についても質問した。

表 5 ブラジルでの学歴 (N=1090)

ブラジルでの学歴	%
母国での学歴なし	1.2
小·中学校	27.2
中等学校(普通科)	32.5
中等学校(職業科)	16.4
大学·大学院	17.2
その他	1.3
無回答	4.3

表 6 日本での学歴 (N=1090)

日本での学歴	%
日本での学歴なし	84.0
小•中学校	3.1
日本のブラジル人学校 (小・中学レベル)	0.1
高校(全日制普通科)	0.9
高校(定時制)	0.1
高校(商業科、工業科)	0.2
高校(ブラジル人学校)	0.5
短期大学·専門学校	0.4
大学·大学院	0.3
その他	1.9
無回答	8.5

表5に示されている通り、ブラジルでの学歴(中退者も含む)については、日本の高校に相当する中等学校(普通科)が32.5%でもっとも多かった。中等学校(職業科)は16.4%で、両者を合計すると48.9%になる。つまり、ほぼ半数が中等学校レベルの教育を受けていることになる。小・中学校程度の初等教育の学歴は27.2%、一方、大学・大学院は17.2%となっている。このように、9割を超える人がブラジルにおいて何らかの学歴を有していることがわかる。

次に表 6 から日本での学歴を検討しよう。日本での学歴については、「なし」との回答が 84.0% で圧倒多数を占めた。日本の小・中学校は 3.1%、高校については全日制普通科が 0.9%、定時制が 0.1%、商業科・工業科等が 0.2%である。日本で高校レベルの教育機会を得た者は 1%程度しかいない。「小中学校」と回答した者は 31 人いたが、卒業したかどうかの質問に対して 12 人 (38.7%) が中退と回答している点に注意が必要である。日本にあるブラジル人学校については、小・中学レベルが 0.1%、高校レベルが 0.5%とごく少数だった。

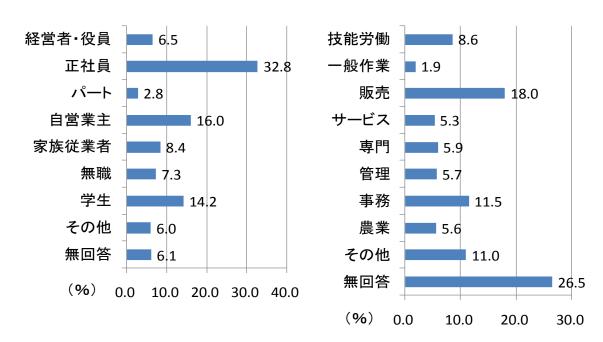
(2) ブラジルでの主な職業

日本にはじめて来る前にブラジルでもっとも長く従事していた主な職業について、従業上の地位 と職種を尋ねた。これは来日前後の国境を越えた職業移動について検討するためである。

ブラジルでの従業上の地位については、正社員が 32.8%でもっとも多く、自営業主 16.0%、学生 14.2%がそれに続いた。厳密に言えば、学生という選択肢は「従業上の地位」というこの設問の趣旨から外れている。しかし、ブラジルで学校に通っていた者が学業半ばあるいは卒業後に来日するパターンが少なからずあることがうかがえる。比率こそ低いが、経営者・役員 6.5%、家族従業者 8.4%などもあり、ブラジルでの従業上の地位は多様であったことが判明した。

図 6 ブラジルでの従業上の地位 (N=1090)

図7 ブラジルでの職種(N=1090)



職種については無回答が 26.5%で多かったが、販売 18.0%、事務 11.5%をはじめ、専門、管理、 農業がいずれも 6%前後だった。ブラジル人の多くが日本で従事している技能労働は 8.6%、一般作 業は 1.9%にすぎない。ここでも多様な職種に従事する人々の姿が浮き彫りになる。

(3)日本での初職と現職

静岡県調査では、日本で初めて就いた職業(以下、日本初職)と現在の日本での職業(以下、日本現職)について、それぞれほぼ同じ設問で尋ねている。その目的は、日本国内での職業移動について明らかにするためである。

まず、どのようにしてその職業に就いたかを確認する。日本初職と日本現職では、就業経路について明確な差異が認められる。日本初職では、ブラジルの民間斡旋機関経由が44.3%で圧倒多数を

占めた。さらに家族・親戚を通じて情報を得た者が 24.0%と続く。ブラジルにある日本政府系の職業斡旋機関 (CIATE) を介しての就業は 10.0%に過ぎない。一方、日本現職では、日本にいるブラジル人 (友人・知人) の紹介が 25.6%でもっとも多く、家族・親戚は 20.1%となっている。初職の際にもっとも多かったブラジルの民間斡旋機関経由は 10.7%と大きく減少している。現在の勤め先からの勧誘 11.7%、新聞・雑誌の求人広告 8.4%のように、個人的なネットワークとは異なる経路で情報を得て転職する者も少なからずいるが、日本の公共職業安定所(ハローワーク)を経由した転職は 1.5%でごく少数であった3。

次に日本での初職と現職について従業上の地位と業種を対比させながら、ブラジル人労働者が日本社会側の労働需要に吸い込まれる形で不安定な労働市場に固定化されている様相を確認したい。

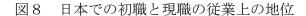
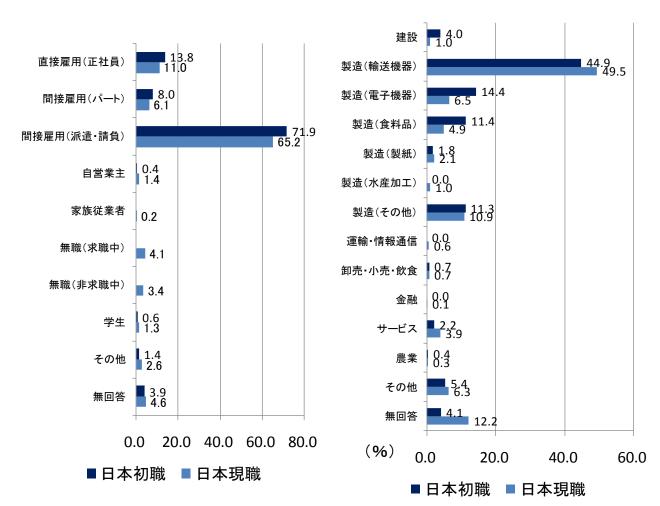


図9 日本での初職と現職の業種



^{3 2008} 年後半からの雇用情勢の急激な悪化を受け、ブラジル人労働者の間でもハローワーク利用者が急増している。 ハローワーク浜松の「業務月報」(平成 20 年 10 月号) によれば、2008 年 8 月分の外国人の相談件数は 445 件で前年 同月値の 319 件と比較して 1.4 倍、新規求職者数も 96 人で前年同月値の 84 人から 1.1 倍の増加でしかなかった。しか し 2008 年 9 月移行相談件数、新規求職者数とも急激に増加した。同「業務月報」(平成 21 年 2 月号) によれば、2008 年 12 月分の外国人職業紹介の相談件数は 1316 件で、前年同月値の 254 件と比較すると 5.2 倍の増加となり、新規求 職者数は 511 人で前年同月値の 53 人から 9.6 倍も増加している。

上述の通り、ブラジルでの主な職業については、その従業上の地位は多様で、正社員が3分の1を占めていた。しかし、図8から明らかなように、日本初職では71.9%が派遣・請負などの間接雇用で従業しており、直接雇用(正社員)は13.8%に留まっていた。日本現職についてみると、やはり派遣・請負の間接雇用が65.2%でもっとも多く、直接雇用(正社員)は11.0%に減じている。自営業がわずかに増加しているものの、初職の0.4%が現職の1.4%に上昇したに過ぎず、日本で自営業主として道を切り開くのはきわめて少数派であることがわかる。現在の無職者は7.5%、このうち求職中は4.1%である。2008年後半以降、景気後退に伴いブラジル人の間で失業者が急増しているが、2007年の静岡県調査時点では、まださほど深刻な状況には至っていなかった。いずれにせよ、初職と現職を比較して、日本での従業上の地位の分布に大きな変化が認められない点が重要である。つまり、ブラジル人労働者は、もっぱら間接雇用の不安定な就業を余儀なくされているのである。

さらに日本での職業の業種について比較検討してみる(図 9)。業種についても、初職と現職では顕著な変化は認められない。静岡県の産業事情を反映して、輸送機器分野の製造業従事者が多数を占め、初職では 44.9%、現職では 49.5%となっている。同じ製造業でも、電子機器は 14.4%から 6.5%へ、食料品は 11.4%から 4.9%へとほぼ半減している。これは県内における職場の異動の結果というより、県外にある電子機器や食料品の工場で働いていた人が静岡県に転居して輸送機器分野の製造業に就業するようになった結果と推測できる。他の業種についてみると、建設業は初職では 4.0%あったが、現職では 1.0%しかない。また、サービス業は初職の 2.2%から現職では 3.9%に増えているが、実数では 1090 人中 42 人だけである。

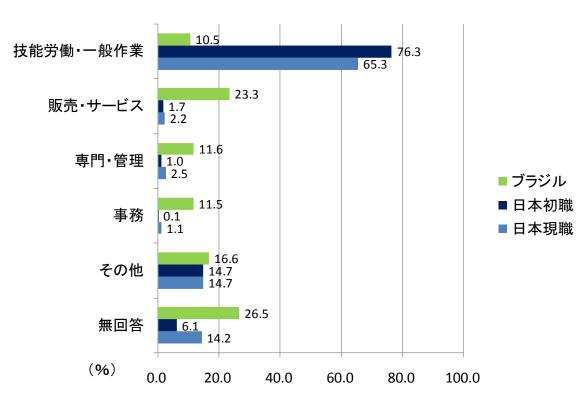


図 10 ブラジルと日本初職、日本現職の職種の比較 (N=1090)

ここでブラジルと日本での職業の職種について検討したい(図 10)。ブラジルでの主な職業の職種とはきわめて対照的に、日本初職の職種では、技能労働・一般作業のいわゆるブルーカラー労働に従事する者が 76.3%を占めた。販売・サービスは 1.7%、専門・管理、事務といったホワイトカワーの職種はそれぞれ 1%以下である。日本現職についてもその傾向はさほど変化しない。技能労働・一般作業が 65.3%で依然として非常に多く、販売・サービスは 2.2%、専門・管理は 2.5%、事務は 1.1%に留まっている。

以上から明らかなように、来日前のブラジルでの主な職業についてみると従業上の地位も職種も多様性が認められたのに対し、国境を越える職業移動の後は日本におけるブラジル人労働力の需要の枠組みに吸収され、従業上の地位も職種も同質性が極めて高くなる。つまり間接雇用で製造業現場の技能労働者・一般作業従事者として働くわけだが、来日後は滞在年数に関わりなく職業移動の機会が乏しく、製造業での間接雇用が続く傾向にある。

(4) 労働時間と収入

週あたりの労働日数は5日が51.9%、6日が28.2%となっている (無回答は17.4%)。製造業の重労働ながら、週に休みが1日だけという者が3割近くいることがわかる。週あたりの残業時間 (N=532) についてみると、0時間から9時間が39.3%で多数を占める。しかし、10時間から19時間の残業も21.4%いるし、さらに20時間以上(週6日勤務で平均約3.5時間以上)の残業も8.4%に及ぶ。製造業現場での長時間にわたる労働実態が浮かび上がる。

表 7	里分別の调あた	り残業時間の比較
18 1	77 K MIV/JUB/X)/	' / / X

	女性 (135人)	男性 (258人)	合計 (393人)	
0~9時間	52.6%	36.0%	41.7%	*
10~19時間	36.3%	45.0%	42.0%	
20時間~	11.1%	19.0%	16.3%	

^{***} p<0.01, ** p<0.05, *p<0.1

表7に示したとおり、残業時間には統計的に有意な男女差が認められる。女性の52.6%が週あたり9時間までの残業をこなしているが、10時間から19時間の残業は約3分の1、20時間を超える残業は1割ほどしかいない。しかし男性の場合、10時間から19時間の残業が半数近く、20時間を超える超える残業もほぼ2割に達する。2008年後半以降の景気後退下で雇用機会を確保できてもブラジル人労働者の残業はほとんどなく、実働日数が週5日を切る状況すら生じている。こうした状況下では、これまで同様の生活を維持するのが難しく著しい生活困窮の直面する可能性が危惧される。

勤務形態では、昼の勤務のみが 52.3%で多いが、夜勤のみが 10.9%、また昼と夜の交代制や不規則との回答も 25.4%に達している。長時間の労働と不規則な時間帯での勤務に対応できる人材とし

てブラジル人労働者が求められている様子がわかる。ただし表8に示すとおり、勤務形態でも男女 間の差が著しい。女性の場合、昼の勤務のみが8割を超えるのに対し、男性の場合は昼夜交代や不 規則な勤務形態でほぼ4割が働いている。景気悪化に伴う工場の稼働時間の縮減は、昼夜交代や夜 勤に入っていたブラジル人男性労働者の雇用環境を直撃したことがうかがえる。

表8 男女別の勤務形態の比較

	女性 (182人)	男性 (281人)	合計 (463人)	
昼の勤務のみ	82.4%	44.5%	59.4%	***
夜の勤務のみ	6.0%	16.0%	12.1%	
昼夜交代•不規則	11.5%	39.5%	28.5%	

^{***} p<0.01, ** p<0.05, *p<0.1

個人月収の分布は14万円から35万円の間に7割が集中している(表9)。ほぼ3万円ずつの幅 で区切ってみると、14 から 16 万円代が 11.6%、17 から 20 万円代が 14.7%、21 から 25 万円代が 18.3%、26 から30 万円代が15.3%、そして31 から35 万円代が10.2%である。

表 9 個人の月収の分布 (N=1090) 表 10 世帯の年収の分布 (N=1090)

個人の月収(円)	%
なし	3.5
5万未満	0.5
5-7万円代	1.4
8-10万円代	2.8
11-13万円代	5.2
14-16万円代	11.6
17-20万円代	14.7
21-25万円代	18.3
26-30万円代	15.4
31-35万円代	10.2
36-40万円代	5.4
40万円以上	2.4
無回答	8.6

世帯の年収(円)	%
なし	6.8
50万円未満	3.5
50-150万円未満	6.9
150-250万円未満	13.9
250-350万円未満	18.2
350-450万円未満	15.8
450-550万円未満	9.3
550-650万円未満	5.0
650-750万円未満	2.3
750-850万円未満	1.8
850-1000万円未満	0.8
1000-1200万円未満	0.4
1200-1400万円未満	0.2
1400万円以上	0.3
無回答	15.0

次に世帯月収についてみると、150万円から 450万円が分布の中心で、この幅のなかにほぼ 5 割が集中している (表 10)。150から 250万円未満は 13.9%、250から 350万円未満は 18.2%、そして 350から 450万円未満が 15.8%である。1000万円以上の年収を得ている世帯はほぼ 1 割だった。このように、個人月収では 25万円前後、世帯月収では 300万円前後に分布の中心がある。

収入の男女差を検討するため、個人月収を 10 万円幅に大きく区分して対比させたものが表 11 である。ここでも男女の月収の分布には統計的な有意差が認められた。女性の場合、月収 11-20 万円が 6 割を占めるが、21 万円を超える者は 2 割に満たない。一方、月収 10 万円以下も 2 割弱いる。それに対し、男性の場合、分布の中心は 20 万円台でこの層がほぼ半数を占める。月収 31 万円以上の者も 3 分の 1 に達する。雇用環境の悪化により世帯内で男性労働者が失業するケースが多いが、表 11 が示すとおり、それは世帯内収入の根幹を揺るがす深刻な影響を及ぼすことがわかる。

表 11 男女別の個人月収の比較

	女性 (429人)	男性 (556人)	合計 (985人)	
0-10万円	18.6%	1.6%	9.0%	***
11-20万円	61.8%	13.3%	34.4%	
21-30万円	17.5%	51.6%	36.8%	
31万円以上	2.1%	33.5%	19.8%	

^{***} p<0.01, ** p<0.05, *p<0.1

(5) 貯蓄と仕送り

外国人調査ではA票において貯蓄と仕送りの金額を尋ねている。実際の選択肢はもっと細かく設定されたが、ここでは5万円幅にまとめて両者の関係を検討する。外国人登録分のA票調査票回答者のうち、貯蓄と仕送りの金額について回答のあった者は合計で459人だった。表12は実数で表示しているが、貯蓄をしていない者は193人で42.0%を占める。また、仕送りをしていない者は171人で37.3%に相当する。貯蓄も仕送りもしていない者は96人で20.9%である。つまり5人に1人は貯蓄も仕送りもしていないことになり、失業の際には直接的なダメージを受けることになる。

表 12 貯蓄と仕送りの関係 (N=459)

		仕送り				
		していない	5万円未満	5-10万円未満	10万円以上	合計
貯蓄	していない	96	51	25	21	193
	5万円未満	35	49	17	18	119
	5-10万円未満	25	22	27	9	83
	10万円以上	15	14	5	30	64
	合計	171	136	74	78	459

6. おわりに

外国人調査の最後の部分で、母国との関係について質問している。来日当初の滞在予定では、47.9%が「1 から 3 年で帰国」と答えている。これは来日時に発給されたビザの有効期限内に帰国する予定だったものと思われる。「3 から 5 年で帰国」も 17.7%で、ほぼ 3 分の 2 が 5 年までの期間のうちに帰国するつもりでいたことがわかる。しかし、今後の日本での滞在予定についてどのように考えているか尋ねると、「日本に長く滞在しその後帰国」が 40.5%でもっとも多く、明確に「永住」と回答する者も 12.9%に及んだ。3 年以内に帰国という短期滞在志向の者も 2 割ほどいるが、来日当初は比較的短い期間で帰国しようと考えていた者も多くが日本に留まり、なかには永住を決意した者も 1 割以上現れているように、今後も定住化が進むものと思われる。

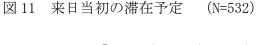
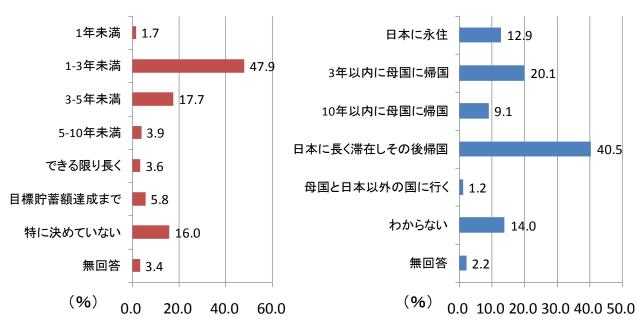


図 12 今後の日本での滞在予定 (N=1090)



たしかに 2008 年後半からの景気後退はブラジル人コミュニティに甚大な影響を及ぼしている。 2008 年の年末から 2009 年はじめにかけて帰国する者も相当数に上ったとの指摘は各所でなされている。しかし、ブラジルも「世界同時不況」の影響下にあることは言うまでもない。イシカワも指摘する通り、多くの日系人はブラジルに帰国しても再就職は困難であり、起業した者もほとんどが失敗して日本に再来日することが多い4。不況下でも日本に留まろうとしているブラジル人も多く、これまでの就業構造からの脱却が求められている。一時的なブラジル人の減少が生じたとしても、今後は日本社会とより直接的に向き合う形で地域産業での就業機会を開拓する必要がある。

⁴ イシカワエウニセアケミ. 2008.「日本における日系ブラジル人女性-国際移動に伴う変容」『アジア遊学』117:47-53.